

# 經濟論叢

第125卷 第3号

---

哀 辞

故穂積文雄名誉教授遺影および略歴

フランス貴族商業論のひとつま 補論 ……………木 崎 喜 代 治 1

比較生産費説・国際価値論・貿易利潤(中)……………本 山 美 彦 20

ディルクの剰余価値論(上)……………岸 徹 47

19世紀末ドイツにおける「本源的蓄積」と

土地所有(2)……………加 藤 房 雄 66

追 憶 文

先生の思い出……………伊 達 功 84

穂積文雄先生を偲ぶ……………桑 田 幸 三 92

経済学会記事

---

昭和55年3月

京 都 大 学 經 濟 學 會

## 19世紀末ドイツにおける 「本源的蓄積」と土地所有 (2)

マックス・ウェーバー Max Weber 「世襲  
財産 Fideikommiß」論の内容とその意義——

加 藤 房 雄

- I 問 題
- II 世襲財産の実態と機能
- III 「本源的蓄積」と世襲財産 (以上第125巻第1・2号)
- IV 小世襲財産と大世襲財産
- V 結 論 (以上本号)

### IV 小世襲財産と大世襲財産

——土地所有論の適用——

ドイツ東部のイギリス的状态への接近・移行という問題にかぎっていえば、第1に、ウェーバーは、19世紀末期の世襲財産の実態にかんする統計的に確認できる事実から、眼前のドイツの世襲財産について、より広い資本主義発展史のバースペクティブのなかで、土地所有と経営の分離にかかわるその能動的機能・役割の示唆を与えている。第2に、膨大な統計を駆使したウェーバーの分析を基礎として、19世紀末期が、ドイツ資本主義にとって、東部ドイツにおける本源的蓄積のきわだって顕著な急進展を、その構造変化の全過程の重要な1契機としていた時期であったことが明らかになった<sup>1)</sup>。では、ドイツの世襲財産の経済的性格にかかわるもう1つの重要な側面はなにか。これが、本稿のさ

1) 拙稿「19世紀末ドイツにおける『本源的蓄積』と土地所有(1)——マックス・ウェーバー Max Weber『世襲財産 Fideikommiß』論の内容とその意義——」『経済論叢』第125巻第1・2号、1980年、参照。

しあたっての課題である。

### 1 大土地所有と合理的経営の矛盾

「土地独占の最も極端な形態」<sup>2)</sup>であるすべての世襲財産が通常、「土地集積の中心」<sup>3)</sup>にほかならないことはいうまでもない。つまり、世襲財産所有者の内的心理からして当然のことながら、かれは、農業を営む企業家たろうとはいささかも考えておらず、ただひたすらに身分相応の地代を、よりいっそう多くの身分相応の地代を手にいれたいと欲するばかりであり、このなりゆき上必然的に、よりいっそう多くの土地を求める、ということにならざるをえない。ゾンバルト W. Sombart のいう「領主的」seigneurial 生活欲求<sup>4)</sup>がそれである。他方、ドイツ東部における伝統的大農場の平均面積をみると、たとえばシュレージェンの500ヘクタールでさえ、近代的必要条件にかなう、中心部から行なわれる経営にとっては、経営技術的にみて過大であることにも異論の余地がない。ここで、ウェーバーは、とりわけ重要な意味をもつ以下の2律背反的命題をひきだす。すなわち、「資本主義的大経営の面積縮小へと導く経営技術的諸契機と大土地所有の規模拡大に向かう私経済的促迫力」<sup>5)</sup>との対立・矛盾がそれである<sup>6)</sup>。

では、19世紀末期の現実にあつて、ドイツの世襲財産所有者がおかれていたいわば世界経済的な状況とそれがもたらす帰結は、はたしてどのようなものだったのであろうか。それは、およそ以下のとおりである。すなわち、ヨーロッパ穀物市場の激しい地殻変動と「スコットランドからイタリアにいたる、また南フランスから東プロイセンにいたる地主的惨苦」<sup>7)</sup>とをもたらした19世紀末

2) M. Weber, 'Agrarstatistische und sozialpolitische Betrachtungen zur Fideikommißfrage in Preußen (1904)', *Gesammelte Aufsätze zur Soziologie und Sozialpolitik*, 1924, S. 364. (以下、出所を示す場合には、Fideikommißfrage または『世襲財産』論文と略記する)。

3) *Ebenda*, S. 366.

4) Vgl. *ebenda*, S. 366.

5) *Ebenda*, S. 369. 傍点は原文ではゲシュベルト。

6) ここでの叙述は、ウェーバー『世襲財産』論文の366-369ページによる。

7) 『マルクス=エンゲルス全集』、大月書店版、第25巻(『資本論』第3巻)第2分冊、934ページ参照(『資本論』の引用は以下、『全集』第25巻b、934ページというふうな簡略化して示す)。

の深刻な慢性的農業恐慌が、時あたかも、F. エンゲルスにより「前世紀後半の産業革命にしか比べることでできないような1つの革命」<sup>8)</sup>とみなされた、19世紀半ば以降のはほぼ半世紀間にわたるいわゆる「交通革命」とそれにつづく「世界市場としての市場」<sup>9)</sup>の1大変革によりひきおこされたことは、広く知られた事実である。このような全地球的規模にわたる世界市場の構造変化とその激しさをいや増した世界市場での競争の絶大な影響をこうむった点では、久しく「経済的に満ち足りた御仁」<sup>10)</sup>であり、「小さな領主様」<sup>11)</sup>でもあったプロイセン東部の地方的・分散的な騎士農場所有者にとってもまた、決して例外ではありえなかった。すなわち、「グーツヴィルトシャフトの〔世界経済からの〕孤立に終止符がうたれるとともに、世界経済の生産諸条件にたいする〔以前とは〕比較すべくもない強い服従の必要が、この経営に有無をいわず近づいてくる」<sup>12)</sup>ところとなったのである。

こうして、まさしく19世紀末の「大不況」期にあって、ウェーバーのいわゆる「世界経済との関係のはじまり」<sup>13)</sup>〔傍点引用者〕*die beginnende Verflechtung in die Weltwirtschaft* (=「世界市場的関係」<sup>14)</sup>・「世界市場的関連」<sup>15)</sup>のはじまり)のなかでのドイツ地主経営の「経営様式の近代的改変」<sup>16)</sup>と経営の集約化の進展が不可避的になったのである。では、世襲財産所有者にとって、この事態はいったいなにを意味したのであろうか。それは、およそ次のとおりである。すなわち、集約的経営と集約化が、より多くの・いっそうより多くの経営資本を必要とすることは、いうまでもない。そして、それはまさに、世襲

8) 『全集』第25巻a、90ページ参照。

9) 『全集』第24巻、135ページ。

10) M. Weber, 'Entwicklungstendenzen in der Lage der ostelbischen Landarbeiter' (1894), *Gesammelte Aufsätze zur Sozial- und Wirtschaftsgeschichte*, 1924, SS. 471, 473. (以下、引用は *Entwicklungstendenzen* と略記)。

11) *Ebenda*, S. 474.

12) *Ebenda*, S. 475.

13) *Ebenda*, S. 473.

14) 『全集』第23巻a、582ページ。

15) 同上、501ページ。

16) M. Weber, *a. a. O.*, S. 478.

財産所有者にとっては、かれが自らの内的な私経済的促迫力にしたがって、土地集積の傾向にさおさせばさすほど、ますます夥しくかれの手から失われてゆくものをこそ必要とせざるをえない。こうして、ウェーバーによれば、さきに示した土地所有と経営との矛盾・対立によりひきおこされる事態は、「土地価格の高騰とあいまって」<sup>17)</sup>、「大規模合理的農業の存立を危うくしているもの」<sup>18)</sup>以外のなにもものでもなかったのである。

したがって、これはまさに、経済学がいう<sup>19)</sup>ところの資本投下の制限としての土地所有であり——なぜなら、高騰する土地価格が制限とならざるをえない、また、資本蓄積過程の障害=阻害としての土地所有であり、ウェーバーによる核心をついたその指摘にほかならない。ウェーバーは、土地所有の不合理性を実的に確に認識していたのであり、のみならず、機能資本と土地所有との分離のブルジョア的必然性の示唆を与えてもいた、ということができる。

以下においては、主としてこのような土地所有論の観点から、小世襲財産と大世襲財産の対照的相違について、少しばかり詳細な検討を加えることとする。

## 2 小世襲財産の有害性・不合理性<sup>20)</sup>

1903年の家族世襲財産法草案は、世襲財産が、第1図のような姿で、飛地 *Streubesitz* と結びついて、その半分は比較的規模の大きな経済的統一体として設定されることを許可している<sup>21)</sup>。この種の小さな世襲財産には以下の特徴がある。すなわち、それは、土地集積の中心として著しく効果的であると同時

17), 18) Ders., *Capitalism and Rural Society in Germany*, in: H. H. Gerth and C. W. Mills (trns. and ed.), *From Max Weber: Essays in Sociology* (1946), reprint, 1968, p. 381.

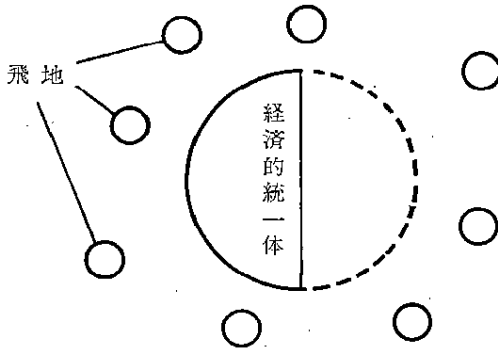
19) 『資本論』の地代論諸章参照。なお、資本主義発展と土地所有をめぐる理論的諸問題が含む経済学的意味については、尾崎芳治氏の「ブルジョアの土地変革の理論」(未刊)から、多くの貴重な示唆を得ることができた。

20) 本節の叙述は、おもに、ウェーバー『世襲財産』論文の369-374ページによる。

21) ちなみに、草案によれば、経済的総体 *wirtschaftliches Ganze* とは統一的に営まれる大経営を意味し、この場合、主経営 *Zentralbetrieb* は、分農場 *Vorwerk* とともに1つの経営とみなされるべきものなのである。したがって、世襲農場 *Stammgut* の、多数の自立的農民への貸出は許されず、こうして、経済的に「突如として嵐に襲われる心配のない」*sturmfrei* 生活について腐心してやろうとの草案の意向は、大経営の人為的維持という意図と結びついているのである。Vgl. M. Weber, *Fideikommissfrage*, S. 371.

に、ほぼ収益5,000マルク Mark ぐらいでの生活に相当するいわば「大農的な生活様式」<sup>22)</sup> eine großbäuerliche Lebenshaltung が関の山であるような、支

第1図 小世襲財産の典型例



注) ウェーバー『世襲財産』論文371ページより作成。

配権などいささかも掌握してはいない経営に、「零細地貸出高利」<sup>23)</sup> Parzellenpachtwucher と結びついて、あたかも領主的な生活の土台を授けるものであるかのような幻想、ないしは、いわば一種の観念的錯覚を与えてしまうことになる手段でもある<sup>24)</sup>。

このように、第1図的姿での世襲財産は、まさに、ウェーバーのいわゆる小世襲財産 kleine Fideikommission の典型例にほかならない。ウェーバーは、この種の小さな世襲財産の有害性を雄弁な筆致で力説している。その要点はこうである。

まず第1に、世襲財産所有者が農村在住者である場合<sup>25)</sup>、かれに固有の内在

22) *Ebenda*, S. 371.

23) *Ebenda*, S. 372.

24) ここで、以下の説明を補足しておきたい。実は、家族世襲財産法草案には次のような規定があった。つまり、世襲財産農場は、農業的土地所有から——その年のすべての支払いをさしひいたのちに——少なくとも10,000マルクの収入を永続的に与えることができればならない。また、そのうちの少なくとも5,000マルクは、1つの経済的統一体を成す所有地からのものでなければならない、との規定がそれである。

ウェーバーは、10,000マルクの額の純収入にかんして、さきのいわば5,000マルク論をひきつぐ形で次のように述べる。すなわち、今日10,000マルクの収入をもってしては、せいぜいのところ「並のブルジョア的生活」eine einfache bürgerliche Existenzができるだけのことである。これくらいの収入では、なにがしかの「光輝満てる家族」*splendor familiae*をつくりあげるには全然不十分であり、10,000ないし15,000マルクほどの収入しかあげえない人を、世襲財産所有者にしたところで、ブルジョア的生活様式をとらざるをえない人、つまり、客観的にはまさにそういう生活様式を規定されているというほかない人の心を、「愚鈍な封建的諸要求」alberne feudale Ansprücheでいっぱいにしてしまうだけのことである、と。Vgl. *ebenda*, SS. 325, 372.

的な土地集積欲からしておのずと明らかのように、小世襲財産にあっての過度の資本欠乏は避けられない事態である。この場合、一種の金銭的愚行とともに、信じられないほどいとわしい慢性的悲惨の状態が生起することは目にみえており、さらには、生産の利害関心からする、自己経営小世襲財産の優越などまったく望むべくもない<sup>25)</sup>。

第2に、小世襲財産は、ウェーバーのいわゆる「贅沢農場」<sup>27)</sup> *Luxusgut* ないしは「成金世襲財産」<sup>28)</sup> *Parvenü-Fideikommiß* として、農村の利害関係とはおよそかわりあいのない大工業家家族の財産の一部をも成している。では、ブルジョア資本が、蓄積資本の「土地所有・世襲財産形成へのメタモルフォーゼ」<sup>29)</sup>、あるいは、その「騎士農場形態へのメタモルフォーゼ」<sup>30)</sup>、すなわち、いわば資本の土地所有への転化による「資本の貴族化」*Nobilitierung* を求めて、小世襲財産を形成してゆく場合には、いったいどのような結末となるであろうか。

ウェーバーによれば、それはおよそこうである。すなわち、さきの第1図的姿での典型的な小世襲財産が、その所有者に内在的な生活欲求であるいわば封建的な領主的生活様式の土台となるためには、四方八方から買い足されるウェーバーのいう「分割地の後光」<sup>31)</sup> *Strahlenkranz von Parzellen* によって包まれていなければならない。なぜなら、1つの経済的統一体であるその主経営からは、大農的生活様式より以上のものなどのみち不可能な、さきに述べた5,000マルク内外の純収入しかあげえないからである。こうして、より多くの「分割地の絶えまない買い足し」<sup>32)</sup> と同時に、土地所有規模拡大のはるかに露

25) したがって、これは主として、火酒醸造業者・精糖業者・澱粉製造業者・れんが製造業者および同種の者による世襲財産所有である。Vgl. *ebenda*, S. 372.

26) Vgl. *ebenda*, S. 339.

27) *Ebenda*, S. 373.

28) *Ebenda*, SS. 383 Anm. 1), 384, 389.

29) *Ebenda*, S. 367 Anm. 1).

30) *Ebenda*, S. 379.

31) *Ebenda*, S. 371.

32) *Ebenda*, SS. 371-372.

骨な方法といつてよい有無をいわざぬ「小経営の追放」——ちなみにウェーバーは、いわゆる農民追放 *Bauernlegen* の場合と同じ *legen* という言葉を使っている<sup>33)</sup>——、この「分割地の絶えまない買い足し」と「小経営の追放」、そして、「飢餓農民の分離」<sup>34)</sup>という事態が、おのずともたらされざるをえない。小世襲財産にとっては、土地所有規模の拡大はまさしく、永久に生きるか死ぬかの問題だからである。この場合、小世襲財産所有者にとっての土地買い占めの動機が、地代収入の基礎としての所有地の拡張にこそあり、経営技術的観点からのものではまったくないことは、もはやいうまでもあるまい。

このように、世襲財産化とかかわって、よしんば、さきに述べた慢性的悲惨の状態が生起しなかったとしても、「土地買い占めの中心」<sup>35)</sup>と化した小世襲財産により、ウェーバーが憂慮してやまない合理的経営と大土地所有とのあの2律背反的な対立・矛盾が、大きくクローズ・アップされるどころとならざるをえず、ここにこそ、小世襲財産の有害性の本質がある、ということが出来る。ウェーバーが、こうした意味で、この小世襲財産を、大規模合理的農業の存立を危うくする不合理きわまりない<sup>36)</sup>土地所有の1つの典型例とみなしていたことには、なんら疑問の余地がない<sup>37)</sup>。

ウェーバーの以下の1文を紹介して、当面の分析の小括としよう。すなわち、「*ユンカー的土地所有 Rückenbesitz*——これが恒常的な自己経営を意味する

33) Vgl. *ebenda*, S. 371.

34) *Ebenda*, S. 376 Anm. 1).

35) *Ebenda*, S. 378.

36) 市場と技術の発展に即応することができるか否か。景気変動にたいして有効な弾力性ないしは順応性を発揮することができるかどうか。事態の経済的側面にかんするかぎり、これが、ウェーバーにあっての合理性・不合理性のメルクマルである。したがって、小世襲財産の不合理性とは、基本的には、所有と経営の未分離による、市場と技術の発展にたいする即応力の欠如である。この点は、後論とのかかわりで重要な意味をもつ。Vgl. *ebenda*, SS. 374, 376-377.

37) それゆえ、ウェーバーが示す世襲財産設定の根本的条件は、相当にきびしいものであった。すなわち、かれによればまず第1に、世襲財産所有者は旧貴族もしくは先祖代々の土地所有者家族に厳密に限られるべきであり、同時に、世襲財産設定地からの純収入は、草案の10,000マルクではなく、最低30,000マルク、そして、土地面積の下限は3,000~4,000ヘクタールでなければならない(傍点筆者)。Vgl. *ebenda*, SS. 373, 378-379.



とすれば——の幻想は、放棄されてしかるべきであろう。近代的農業家は常に、過去の時代の旧プロイセン的ユンカーの類型に一致することができようとの信仰が、たとえ捨て去られたとしても、私はそのことを遺憾とすべき観点など、経済的にも社会政策的にもいささかも認めることができない」<sup>38)</sup>〔傍点引用者〕と。では、他方で、大世襲財産の経済的かつ社会政策上の積極的役割を、いったいウェーバーはどのように把握したのか、これが次の重要な問題となる。

### 3 大世襲財産の積極的有効性・合理性<sup>39)</sup>

最初に、大世襲財産 *große Fideikommisse* の積極的有効性の経済的側面、換言すれば、大世襲財産地の「肯定的な経済的意義」<sup>40)</sup> はこうである。ウェーバーは、イギリスを鏡としながら、大世襲財産を評価して次のように述べる。すなわち、「イギリス農業制度が示しているような恐慌をたいする弾力性 *Elastizität* は、強力な2つの肩への打撃の分割に基づいている。イングランドで発展をみた地主と借地農業者とによる『共同のビジネス』 *joint business* もやはり、イギリス世襲財産の規模の著しい大きさと地主の経済的力能を前提にしていたのである」<sup>41)</sup>、と。

こうしてウェーバーは、私経済的収入の必要程度からの経営範囲の自立<sup>42)</sup>、換言すれば、いわゆる領主的な生活様式をかなえてなお余りあるほどに安定的な高地代・高収入を保障するに足る大規模合理的農業経営の優越した存在——このような点を、大世襲財産に固有な特徴として、すなわち、「資本主義的経営組織のもとでの世襲財産の強さを意味するもの」<sup>43)</sup>として積極的に評価するのである。一言でいうと、「技術的に合目的な経営範囲と身分相応の地代追求との矛盾」<sup>44)</sup>、つまり、「資本主義的大経営の面積縮小へと導く経営技術的諸

38) *Ebenda*, SS. 373-374.

39) 本節の叙述は、主としてウェーバー『世襲財産』論文の374-377ページによる。

40) *Ebenda*, S. 378 Anm. 1).

41) *Ebenda*, S. 374.

42) Vgl. *ebenda*, S. 375.

43) *Ebenda*, S. 375. 「世襲財産の規模のあらゆる面での縮小とともに、当然、この強さの要素は減退する」。逆に、「純技術的にみると、大世襲財産はまさしく、……一種の生産手段の社会化のような作用を土地に及ぼすのである」。 Vgl. *ebenda*, S. 375.

契機と大土地所有の規模拡大に向かう私経済的促迫力との矛盾」という経営と土地所有とのあの2律背反的な対立・矛盾は、「農用地の圧倒的の大部分が貸出にふさされており、その残りの土地は管理 (administrieren) されている、ひとかたまりになった大世襲財産領地」<sup>45)</sup> においては、きわめて効果的に回避される。逆に、それは、地主自己経営小世襲財産にあっては、とうてい避けることができない——これが、ウェーバーの議論のさしあたったの要点である、ということができる。

では、ウェーバーは、大世襲財産における生産＝経営の具体的あり方について、いったいどのような指摘を与えているであろうか。かれは、「世襲財産の土地には、プロレタリアートのほかにはただ借地人 Pächter が住むだけであろう」<sup>46)</sup>、と述べている。これは、大世襲財産における生産＝経営の具体的あり方にかんするウェーバーによるきわめて重要な指摘である<sup>47)</sup>。すなわち、その農用地のほとんどすべてとといってよい大部分が貸出されている大世襲財産における基本的生産関係は、土地所有者（大世襲財産所有者）・資本家的借地農 (Pächter) ・賃金労働者 (プロレタリアート) の3者間構成により成っており、そこには、個人による土地利用すなわち小農民経営はもはや存在せず、Pächter すなわち資本による土地経営の独占が許されている。大世襲財産は、いわばドイツの joint business 展開の場にほかならない。したがって、大世襲財産は、機能資本から分離した厳密な意味での近代的土地所有のドイツ＝プロイセン的1形態であり、それはまた、いわゆる「3分割制」the tripartite system のドイツ＝プロイセン的展開の場の1形態にほかならない、とみなすことができるのである<sup>48)</sup>。

44) Vgl. ebenda, S. 375.

45) Ebenda, S. 374.

46) Ebenda, S. 382. 大世襲財産における所有者 (家族), 借地人, そして, 労働者のみの存在にかんする示唆として, ebenda, S. 375. をも参照。

47) ただし, ウェーバーは, 小世襲財産あるいは大世襲財産における生産＝経営の具体的あり方について, 統計を使った実証作業も, 個別的事例分析もなら果してはいない。この点の実証分析は, われわれの今後の課題の1つである。

48) なお, 19世紀末プロイセン地主経営＝土地所有の発展構造を規定する基礎的な諸要因, すなわ

さらに、これとかかわって、以下の点にも留意する必要がある。ウェーバーは、労働制度にたいする世襲財産の影響を検討して、大略以下のような結論を導きだす。すなわち、「ひとり大世襲財産のみが、小作＝労働契約の締結により、在地 *ansässig* で、しかも、自由な *nicht schollenpflichtig* 労働者階層の維持を助長しうる。そして、零細地小作 *Parzellenpacht* だけが、労働者の在地とかれの自由とを調和のもとにおくことができる」<sup>49)</sup>、と。これは、19世紀末期について、土地所有と賃労働との関係を考察するうえで重要な意味をもつ指摘である。近代的土地所有が、土地経営を独占する資本なしには、自らを経済的に実現することの決してできぬ土地所有であること、そして、資本にとっての能動的基盤が賃労働にほかならないことはいうまでもない<sup>50)</sup>。したがって、大世襲財産は、零細地小作の形態で労働者の在地を効果的に確保しつつ、しかも、「独立生産者への転化」<sup>51)</sup>すなわち小経営主への逆もどりなどもはや望むべくもない<sup>52)</sup>、マルクスのいわゆる「賃金労働者としての賃金労働者」<sup>53)</sup>の維持を助長し、このようにして、それは、資本にとっての賃労働の前提を全般化する規定的意義をになうものでもあったのである<sup>54)</sup>。

すなわち、典型的「エンカー経営」に明らかなその資本主義的農業進化の前進。貸出農場と「御料地」*Domäne* 農場にみられる「3分割制」に近似的な状況。そして、土地所有と経営の分離のドイツにおける特異な進行形態である「不動産抵当制」*Hypothekensystem* の飛躍的發展等の諸点については、拙稿「『プロシア型』農業進化の構造・序論——『大不況』期における農民経営と地主経営の事例分析——」『経済論叢』第118巻第3・4号、1976年参照。

49) Vgl. M. Weber, *a. a. O.*, SS. 355-360.

50) この点とかかわって、資本・土地所有・賃労働の3範疇の相互規定的関係にかんする理論的意味内容については、カール・マルクス『経済学批判要綱』（高木幸二郎監訳、大月書店）、197-201ページの読みこみを基礎とした、尾崎芳治「本源的蓄積論の諸問題——『市民主義的マルクス理解』批判序説——」『経済科学通信』第15号、1976年、19-24ページの示唆に富む叙述参照。

51) 『全集』第23巻b、1003ページ参照。

52) ちなみに、『世襲財産』論文の発表に先立ってウェーバーによりすでに果されたドイツ農業労働者問題にかんする分析にみられる「〔農業労働者上層の〕小企業家階級との連鎖の切断」といった叙述は、このような事態を鋭くいいあてたものであるように思われる。Vgl. M. Weber, *Entwicklungstendenzen*, S. 501.

53) 『全集』第23巻b、1003ページ。なお、『資本論』の当該の章、すなわち、第1巻第25章「近代植民理論」の、土地所有論および第1巻最終章としての理論的意味については、尾崎芳治、前掲論文、31-32ページ参照。

54) ちなみに、これとほぼ同様の事態は、賃労働と土地所有との関係、土地所有による自由な賃

賃労働とは、こうした意味で近代的土地所有によりはじめてつくりだされるものであり、また、賃労働を導きだすものとしての土地所有の規定性・その権能は明らかである<sup>55)</sup>。大世襲財産が、この近代的土地所有のドイツ的1形態であったことには、もはや疑問の余地がない。

他方、ウェーバーは、こうした大世襲財産の積極的役割にかんする社会政策的側面にも言及している。この点については、かれが、大世襲財産の周辺に存在する中・小経営にたいするその教育的作用を指摘している点<sup>56)</sup>にふれておくだけで十分であろう。

要約的にいうならば、ウェーバーは、たとえば4,000～5,000ヘクタールの単独の大世襲財産と、400ヘクタールずつの規模をもつにすぎぬ10～12の多数の小世襲財産とでは、景気変動にたいする経済的弾力性と順応性の点で、まさしく正反対の作用を及ぼしかねないものである、すなわち、前者における弾力性・順応性の増進と後者にあつてのその減退に両者の著しく対照的な相違がある、と結論づける<sup>57)</sup>と同時に、1903年のあの家族世襲財産法草案が、地主大自

「金労働の維持という点で、19世紀中葉期のイギリスについても近年あざやかに示されてきている。さしあたり、島浩二「イギリス農業構造と土地所有の性格、1851年～1871年」『経済論叢』第118巻、第1・2号、1976年参照。

55) すなわち、「社会の全範囲にわたって浸透し、そして土地にかわって社会存立の基盤となるものとしての、その古典的形態での賃労働は、近代的土地所有によって、すなわち資本そのものによりつくりだされた価値としての土地所有によって、はじめてつくりだされるということである。したがってそのことから土地所有が、逆に賃労働をみちびきだすことになる。このことは一方から見れば、都市から農村への賃労働の伝播、つまり社会の全表面にまでいきわたった賃労働にはかならない」(カール・マルクス『経済学批判要綱』[高木幸二郎監訳]、198-199ページ)。

56) Vgl. M. Weber, Fideikommißfrage, SS. 375-376.

57) Vgl. *ebenda*, SS. 376-377. ウェーバーによれば、「貴族的性向」aristokratische Gesinnung (*ebenda*, SS. 385, 386, 391.)、もしくは、「旧プロイセンの伝統」altpreußische Tradition (*ebenda*, S. 389.) といえども、それだけでやにわに排斥されなければならないものなのでは決してない。この点との問題的関連でいえば、まず第1に、ウェーバーは、大世襲財産所有者が、「高貴な生れ」(*ebenda*, S. 390.) のプロイセン名門貴族・大貴族であることを、いささかも意に介してはいないのである。むしろ、名門貴族や大貴族こそ世襲財産所有者にふさわしいとみなされていることは、世襲財産所有者を、「旧貴族もしくは先祖代々の土地所有者家族に厳密に限るべきである」とした、かれの政策プランの一環からも十分にうかがわれよう。ウェーバーは、所有と経営の分離、土地所有と合理的経営との矛盾の回避、市場と技術の発展への即応力、恐慌にたいする弾力性と順応性という一連の線で、大世襲財産を合理的なものとして積極的に評価する。そして、かれは、こうした意味での大世襲財産に、その所有者の「貴族的性向」を保証す

己経営 *Eigentümergegroßbetrieb* を支持する観点のもとで世襲財産政策をたてていることは、まさしく1つの災いである、と激しい口調で批判しきった<sup>59)</sup>のであった<sup>59)</sup>。

## V 結 論

### — ドイツ帝国主義合理的形成論の展開 —

第1に、19世紀末期が、ドイツ全体にとって、本源的蓄積の漸進的な不断の進行を、その進化の過程の重要な1契機としていた時期であったことは、『ドイツ国統計』を基として作成した第1表に明らかである。1882年と1907年の数値は、農村居住人口の比率と都市居住人口の比率とのあざやかな逆転を示しており、さらに、大都市の急成長が顕

第1表 本源的蓄積の全体的進行

	1882年	1895年	1907年
農村居住人口	58.2%	50.2%	41.9%
都市居住人口	41.8	49.8	58.1
中小都市	34.4	36.2	39.0
大都市	7.4	13.6	19.1
ドイツ国全体	100%	100%	100%

出所) *Statistik des Deutschen Reichs*, Bd. 211, S. 23. より作成。

る経済的土台としての意義をも認めている、ということが出来る。

第2に、ウェーバーによれば、所有と経営が合体した小世襲財産を豊しく創設したところで、言葉の真の意味での「貴族的傾向」など絶対に生みだされはしない。もし生みだされるものがあるとすれば、それは、封建領主的な高い水準の生活を望みながらも、その実、「大農的」ないしは「並のブルジョア的」生活を規定されている小世襲財産所有者の、まさにブチーブル的な「成金意識」*Parvenügefühl* (*ebenda*, S. 390.) だけである。「近代的成金世襲財産」(*ebenda*, S. 389.) の産物は、これ以外にはないのである。ここに、小世襲財産の大量的生成を帰結するほかない家族世襲財産法案とその支持者ゼーリンク M. Sering にたいするウェーバーのきびしい批判の1つの要点がある。

一言にして、ブチーブル的「成金意識」を生みだすにすぎぬ小世襲財産の経済的不合理性、逆に、「貴族的傾向」の物的土台としての意義をも認められた大世襲財産に固有な経済的合理性。これは、いわゆる「ウェーバー的近代化」の保守的=本質的1面とでもいうべき問題ともかかわる重要な論点であると思われる。

58) Vgl. *ebenda*, S. 377.

59) 本源的蓄積の進展をめぐる客観的發展傾向と小世襲財産・大世襲財産の機能との関係の点で、なお、以下の事柄に注意する必要がある。19世紀末期ドイツにおける本源的蓄積の進行過程は、農民的土地所有の縮小あるいは農村人口の稀薄化・流動化等の点で、世襲財産が広範に存在する地域であると否とを問わず、ドイツ東部全般にみられる一般的かつ普遍的な現実となっている。他方、以下の事実も重要である。すなわち、大世襲財産は、農村人口の稀薄化にかんする発展程度において、「自由大土地所有」に優るとはいえ、「農民地買ひ占め」進展の程度にかんして、

著であった事実を物語っている。ボルン K. E. Born のいわゆる「工業的国内移住」<sup>60)</sup> ないしは「農業国から工業国への推転」<sup>61)</sup> にあたる農村人口の急激な稀薄化・流動化と本源的蓄積の全体的進行の事実、否定すべくもない。

第2に、ウェーバーの「世襲財産」論は、農民的土地所有の縮小、すなわち、土地からの人間のはきすて以外のなにもでもない「土地清掃」の進展こそが、本源的蓄積の進行をめぐるこの全過程の基礎にほかならなかった点にかんする確な分析を含むものであった。ウェーバーのいわゆる「農民地買い占め」<sup>62)</sup>、あるいは「飢餓農民の分離」、さらには「小経営の追放」がこれに相当する。

第3に、こうしたなかにあつて、農民経営の潰滅化と農村解体は、無視することの決してできぬ相当に広範な規模と程度をもって、不可避的に進行せざるをえない。第2表は、ブランデンブルク州のシュララハ Schlalach 村の実態変化に即して、その1つの実例を示したものである。19世紀末期における、小屋住み農を含む農民経営全般の潰滅化は明らかである。

第4に、マルクスのいわゆる「農村家内工業の破壊」<sup>63)</sup>、あるいは、ウェーバーがいう「農村における産業的副業の潰滅」<sup>64)</sup>をひきおこすことにより、小

は、小世襲財産に遠く及ばない。したがって、自由大土地所有、大世襲財産、小世襲財産の3者のなかでは、小世襲財産こそが、イギリス史におけるあの「土地清掃」のドイツ版といえるほどの、農民からの土地の徹底的収奪の事実をみた点で、当該時期のドイツにおける本源的蓄積過程進展の波頭に立っていたことが、それである。Vgl. *ebenda*, SS. 349-351 Anm. 3).

したがって、小世襲財産——少なくともその有力な一部——は、本源的蓄積進展の波頭に立ち、その所有地面積の規模を大きく拡張してゆくことにより、経済的性格の点で、大世襲財産となんら選ぶところのないもの、ないしは少なくともそれに近似的なものへと成長・転化しつつあった、といつてよく、本源的蓄積のいわば強力的遂行による小世襲財産の大世襲財産へのこの成長・転化の発展傾向は、当該時期におけるドイツ農業＝土地所有構造のブルジョア的進化的傾向に適的なものとして、あるいは、その全般的傾向の重要な1契機として、ドイツ全体の発展のなかに正確に位置づけられなければならない。なるほど、小世襲財産の有害性(不合理的なもの)の大世襲財産の有効性(合理的なもの)への転化の傾向は、1つの逆説ではある。しかし、それはやはり、ドイツ全体の発展傾向にとって事態適合的なものであったことが、承認されなければならないのである。

60), 61) K. E. Born, *Der soziale und wirtschaftliche Strukturwandel Deutschlands am Ende des 19. Jahrhunderts*, in: H.-U. Wehler (hrsg.), *Moderne deutsche Sozialgeschichte*, 3. Auflage, 1970, S. 273.

62) M. Weber, *a. a. O.*, SS. 351 Anm., 367 Anm. 1).

63) 『全集』第23巻b, 976ページ。

64) M. Weber, *a. a. O.*, S. 345 Anm. 2).

第2表 ブランデンブルク州・Schlalach 村の実例

	1876年		1885年		1895年		1906年		所有地面積の構成比		所有地面積に かんする増減 の程度 1876~ 1906年							
	その 数	所有地積	その 数	所有地積	その 数	所有地積	その 数	所有地積	1876	1906	%	%						
		合計 ha		平均 ha		合計 ha		平均 ha					合計 ha	平均 ha				
農民 Bauern	11	518.6	47.1	9	452.2	50.3	9	417.3	46.4	7	300.8	43.0	48.7	32.1	△	ha	△	%
小屋住み農 Kossäten	25	489.3	19.6	23	478.0	20.8	21	441.8	21.0	17	368.2	21.7	45.9	39.2	△	ha	△	%
ビュウドナー Büdner	47	57.2	1.2	58	104.5	1.8	67	149.1	2.2	69	269.5	3.9	5.4	28.7	212.3	371.2		
計	83	1,065.0	12.8	90	1,034.7	11.5	97	1,008.2	10.4	93	938.5	10.1	100	100	△	126.5	△	11.9

出所) K. Kehrl, *Das Dorf Schlalach (Kreis Zauch-Belzig)*, 1908, S. 139 Tabelle V. より作成。

農民経営にとっての不可欠の補完物を破壊してゆく大工業の、農民的土地所有縮小と農民経営潰滅の全過程に及ぼす絶大な影響力とその規定的な意義を看過するわけにはいかない<sup>65)</sup>。この場合、マルクスとウェーバーのそれぞれに独自の表現のもつ意味が、この点にかんするかぎり、基本的に同じものであることにも十分注意する必要がある。

第5に、19世紀末期における資本蓄積と本源的蓄積の現実的絡み合いという重要な結論が導きだされる。本源的蓄積を「資本の蓄積過程の現実的1契機」<sup>66)</sup>としてもとらえる理論視角は、当該時期におけるドイツ資本主義の激烈な構造変化の全過程を的確に把握する場合にも、すぐれて有効な1観点であると思われる。当該時期が、帝国主義への転化期を画するいわば歴史的分水嶺の時期であった点で、近代ドイツ資本主義にとってもまた決して例外ではなかったこと、そして、西部ドイツ、とりわけライン・ウェストファーレン地方での資本主義

65) 『資本論』第1巻第24章第5節「農業革命の工業への反作用。産業資本のための国内市場の形成」の経済学的意味。わけても、農業革命にたいする大工業の規定的な意義という点については、尾崎芳治、前掲論文、22-28ページの示唆に富む叙述参照。

66) 同上、7ページ。

の強蓄積、すなわち、生産の集積・集中の急進展が、19世紀中葉期以降のあの「イギリスの平和」*Pax Britannica*の崩壊をもたらすきわめて重要な1契機としての、ドイツ独占資本抬頭の経済的基礎過程にはかならなかったことは、広く知られた事実である。

この場合、東部ドイツにおける本源的蓄積のいわば強力的な進行が、その重要な現実的1契機を成すものであったことが認められなければならない。ドイツ東部の本源的蓄積の進展過程は、まさしく、ドイツ資本主義の帝国主義への転化=推転の基礎的1契機であり、他方、西部ドイツ大工業こそが、帝国主義への転成をとげつつあるドイツ資本主義のこの激烈な構造変化の主導的契機にはかならない。これら全過程にたいする西部ドイツ大工業の規定性は明らかである。したがって、第1表に示した農村人口の急激な稀薄化・流動化と大都市の急成長は、この過程の1つの現象形態以外のなにものでもない。同時に、東部ドイツそれ自体についても、資本主義的進化と本源的蓄積との現実的絡み合いを認めなければならないこと、いうまでもない。こうして、『世襲財産』論文執筆期のウェーバーの眼前では、このようなきわめて激しい変化の過程が進行していたのであった。

第6に、大世襲財産が、厳密な意味での近代的土地所有のドイツ=プロイセン的1形態であり、したがって、「3分割制」のドイツ=プロイセン的展開の場の1形態にはかならないこと、そして、森林世襲財産はひとまずおくとして、概して世襲財産が、さまざまな仕方での小農民経営つぶしの際に、さらには、資本にとっての賃労働の前提を全般化してゆく場合に行使した土地所有の権能を、その基本的な一般的属性としていたことは、明らかである。

以上、総じて、『世襲財産』論文にあってウェーバーは、客観過程において実際に進行しつつある、大土地所有による小農民経営つぶしと地主の全体としての資本主義化=近代化をみすえながら、一方では、資本にとっての能動的基盤たる賃労働の前提を全般化すると同時に、もはや資本蓄積にとっての障害=障害たりえないかぎりでの合理的土地所有階層を安定的に構築するとともに、



他方では、資本投下の制限としての「ユンカー」的地主自己経営者、すなわち、土地所有者中の不合理的要素に大幅な整理を加えることにより、土地所有階層全般のブルジョア的合理化をすみやかに達成しようとする政策的立場を一貫させている。しかも、かれは、かれの眼前で激しくくりひろげられているドイツの帝国主義転化の客観的全過程のなかに、見紛うべくもなくつらぬいている発展諸傾向を、膨大な統計資料の分析を基として把握することにより、それを根拠づけようとする認識の基本線を堅持してもいる。

ウェーバーによれば、大世襲財産に明らかな安定的合理的要素の構築と、小世襲財産に顕著にみられる不合理的不安定的要素、すなわち、いわゆる「東部的発展」<sup>67)</sup>ないしは「農業資本主義」<sup>68)</sup>の有害面の、いわば払拭といってよいほどの大幅整理の政策的必要は、まさに、19世紀末期ドイツにおける客観的發展傾向にそったものであり、同時に、実際にもそのようにあるべきものだった、といってよい。

したがって、かれの「世襲財産」論は、全体として、世襲財産としての土地所有の、帝国主義転化期における現実的機能・役割に着眼したうえで、西部ドイツをその主要な展開の場とする資本制蓄積と東部ドイツにおいてきわだって顕著にみられる本源的蓄積との相互的＝平行的急進展という、2元的に立体的な複合した構造変化の全過程をその鋭利な視野のもとにおさめつつ、そこにおいて現に形成されつつある資本・賃労働・土地所有の相互規定的関係の完成した総体へと向かうブルジョア的發展傾向<sup>69)</sup>を、あざやかに認識しぬいている、

67) M. Weber, *a. a. O.*, S. 359 Anm.

68) *Ebenda*, SS. 324 Anm., 340 Anm. 2), 360, 370 Anm. 2), 379, 383 Anm., 386 Anm. 1), 391 Anm., 393. 「農業資本主義は、古くからの文化諸国の土地にみられ、またそれは、現代の状況下ではまさに、『領主的』要求と『ブルジョア』に似つかわしい黄金欲との混然一体物になるほかない、との運命に定められているのである。そして、『中道路線』die mittlere Linieのわれわれの時代にあっては、上の2つの欲求をかなえてやろうとする世襲財産立法こそ、農業資本主義にとりわけて適合的なその産物なのである」(*ebenda*, S. 386 Anm. 1).)

69) 一方において、「3分割制」の形成が、ドイツの全体的な構造変化にとり、そのブルジョア的發展・進化の先頭的意味あいをになう事態適合的なものだったとすれば、同時に他方では、賦役に近似的なもの、あるいは、それに類するものの存在は、われわれが剔抉したこのブルジョア的な激しい構造変化の事実と背馳するものでは決してない。この後者の点についていえば、いわ

ということが出来る。そして、この客観的發展傾向を炯眼にもみぬくことによって、この傾向に合致・相応するかぎりでの、「3分割制」としての土地所有の合理的要素を集中的に育成・促進するべきであるとのかれの政策的課題を、見事に根拠づけ意味づけえている点で、それは、すぐれて首尾一貫した形での「ドイツ帝国主義の合理的形成論」、ないしは、その「合理化論」であった、ということが出来る<sup>70)</sup>。資本主義發展の歴史的後発国ドイツ東部における發展諸傾向が、19世紀末期にあってはじめて、その先発国たるイギリス的狀態への確実な接近を、いわば一挙的に示しはじめたというきわめて重大な事実と、マックス・ウェーバーその人による実践感覚にあふれたこの点の的確な認識は、ともに、われわれが堅持した「發展の視角」からのみよく十全に理解されうる

ゆる半封建的なものの存在を事実として承認すること、この種のをドイツ資本主義の構造的性格を規定する「基礎」とみなすことはいかに、大きな距離があるのである。すなわち、この半封建的なものは、過渡の様相を示しながらも、全体としては急激なブルジョア化をとげつつある当該時期のドイツ資本主義にとっては、もはや、構造规定的な意義をになうものでは決してありえず、逆に、その従属的=消極的な契機へと転化しつつあった、といわなければならない。したがって、ドイツ資本主義の全体的なブルジョアの構造変化を認識したうえで、むしろ、賦役等のいわゆる半封建的なものの残存という諸現象こそが、当該時期のドイツにとり、その激烈な過渡の様相を色づける特殊の1契機として、十分に承認されなければならないのである。

70) ウェーバーの政策目標が、基本的に、いわゆる「工業国」Industriestaatの建設におかれていたことは明らかである。事実、ウェーバーは、次のようにいう。すなわち、農業資本主義の一面的利害の貫徹にはかならぬ「ブルジョアのでて名目貴族的な性格をもつ〔小〕世襲財産の設定が、一般に可能となると、人間の最も卑しい虚栄心がそえられることにより、ドイツのブルジョア資本は膨しく、金利に寄食するやからどもを生みだす方に向かい、その結果、それは、広大な世界での経済的征服の道からはずされてしまう、ということにならざるをえない。そうでなくても、われわれの保護貿易主義政策により、すでに、さきのやからどもが実際に生みだされているというのに」(傍点引用者)、と(*ebenda*, S. 391.)。

ウェーバーの農業資本主義批判の1つの要点が、まさしく、農業部面への資本の埋没と輸出されるべき資本の減少という点にあったことは、興味深い。かれにとっては、逆に、資本輸出、国外進出、そして、植民地政策の積極的推進、すなわち、世界分割競争でのドイツ帝国主義の優位こそが、追求されるべき国民経済的政策課題であり目標でもあったろうことは、想像に難くない。ここにおいて、ウェーバーにあってのいわゆる「創造の新局面」に先立って1895年に、かれのフライブルク大学教授就任講演で語られた、「現代の経済的發展のためにバラバラになった〔ドイツ〕国民を、来るべき困難に闘いに備えて、社会的に統一すること」こそ「われわれの社会政策事業の目的」であるとしたかれの立言は、すぐれてブラクティカルな響きをもってわれわれに迫ってくるように思われる。Vgl. M. Weber, 'Der Nationalstaat und die Volkswirtschaftspolitik, Akademische Antrittsrede' [1895], *Gesammelte Politische Schriften*, 3. Auflage, 1971, S. 23, 田中真晴訳、『国民国家と経済政策』, 社会科学ゼミナール, 未来社, 58-59ページ参照。

ものであったことを指摘して、本稿の結びとする<sup>71)</sup>。

71) そもそもウェーバーのイギリス・イメージがどのようなものであったか、との問題は、それ自体としてきわめて重要な大問題である。この問題とかがわって、ここではさしあたり、以下の3点のみを指摘するにとどめておきたい。第1に、ウェーバーは、イギリス資本主義発展史における大土地所有(=世襲財産)の能動的役割とその歴史的な意義を的確に認識して、これを高く評価している。第2に、かれは、ドイツの名門貴族と大貴族をそのおもな所有者とする大世襲財産に、イギリスのコンサーヴァティヴな本質的一面をドイツに移しかえようとの実践的課題の、ドイツにあっての1つの現実的根拠とその客観的な芽をみてとっている、といつてよい。したがって、第3に、ウェーバーその人のイギリス・イメージとわが国の「類型論」的通説におけるイギリス像とのあいだには、かなり大きな隔りがある、といえるのではないだろうか。また、この点とかがわって、「類型論者」ウェーバーという通常的理解とは違うウェーバー理解が可能なのではないだろうか。

しかし、この第3点にかんするかぎり、それは、いまのところまだあくまでも私の直感にすぎず、この点をめぐるより具体的な展開については、私の今後の検討課題の1つとして、後日を期すしかない。

付記 2つの小稿は、1978年度土地制度史学会秋季学術大会(於東京大学)における筆者の報告『19世紀末「大不況」期ドイツにおける「本源的蓄積」と土地所有——マックス・ウェーバー Max Weber 「世襲財産 Fideikommiß」論の意義——』のために作成した粗稿を基として、これにかなり大規模な整理と加筆をほどこすことによって成った。なお、小世襲財産あるいは大世襲財産における生産=経営の具体的なあり方にかんする実証分析を果しえなかった点でも、また、ウェーバーが使用した原資料の全面的点検を行なうことができなかったことからしても、さらには、西部ドイツにおける生産の集積=集中の分析を欠くという意味においても、本稿は、「ドイツ資本主義とウェーバー」にかんする1つの試論としてうけとっていただければ幸甚である。